

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部
施設等機関の長

殿

長官官房審議官
(公印省略)

防衛装備庁における自衛官以外の職員への60歳以降の働き方に係る
情報提供等の運用について（通知）

自衛官以外の職員への60歳以降の働き方に係る情報提供等の運用について、下記のとおり定め、令和5年4月1日から適用することとしたので通知する。
たので通知する。

なお、自衛官以外の隊員の60歳以降の働き方に係る情報提供及び意思確認の実施について（通知）（装官人第7579号。令和4年5月13日）は廃止する。

記

1 情報提供

(1) 長官官房審議官（以下「審議官」という。）は、令和5年度中に60歳以上に達する自衛官以外の職員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員のうち自衛官及び同法第30条の2第1項第6号に規定する幹部隊員を除く。）のうち、翌年度中に60歳（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第25号）による改正前の自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第59条の3に定める隊員にあっては、当該各号に定める年齢。以下「旧定年年齢」という。）に達する者に対し、次に掲げる事項について、資料の配付その他適宜の方法により情報提供を行うものとする。

- ア 管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する事
- イ 定年前再任用短時間勤務隊員の任用に関する事
- ウ 俸給月額の7割措置に関する事
- エ 退職手当の特例措置に関する事
- オ その他審議官が必要であると認める事項

(2) 前号に規定する情報提供は、毎年4月末日までに行うものとする。

(3) 審議官が必要と認める場合には、旧定年年齢に達している者に対しても情報提供を行うことができる。

2 意思確認等

(1) 審議官は、前項の情報提供をした上で、毎年5月末日までに翌年度の勤務の意思を別記様式第1により確認するものとする。

- (2) 審議官は、防衛本省勤務を希望した者があるときは、当該者の意思確認書の写しを希望する大臣官房長、施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監又は地方防衛局長に速やかに送付するものとする。
- (3) 審議官は、他省庁での勤務を希望した者があるときは、当該者の意思確認書の写しを速やかに大臣官房秘書課長に送付するものとする。
- (4) 審議官は、定年前退職者（60歳以上で退職した者（退職予定者を含む。）に限る。）が、定年前再任用（自衛隊法第41条の2第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。）を希望する場合、当該者に別記様式第2の定年前再任用申請書を提出させるものとする。

3 定年前再任用に係る通知

- (1) 防衛装備庁長官（以下「長官」という。）は、定年前再任用を希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）の定年前再任用を内定した場合及び内定事項に変更があった場合は、当該者に速やかに別記様式第3の定年前再任用内定通知書を交付するものとする。
- (2) 長官は、前号に規定する定年前再任用を内定した者（以下「定年前再任用内定者」という。）に対し定年前再任用を決定した場合、当該者に速やかに別記様式第4の定年前再任用通知書を交付するものとする。
- (3) 長官は、定年前再任用の内定を取消すこととなった場合、当該者に速やかに別記様式第5の再任用内定取消通知書を交付するものとする。

4 承諾書

長官は、定年前再任用内定者に対し、別記様式第6の承諾書を提出させるものとする。

5 辞退届

長官は、定年前再任用内定者から辞退の申出があった場合、当該者に速やかに別記様式第7の辞退届を提出させるものとする。

意 思 確 認 書

長官官房審議官 殿

官名・級
所属・職名
氏 名
(生年月日)

60歳の誕生日以後の勤務の意思について、下記のとおり回答します。

記

- 1 希望する勤務形態（カッコ内は○を記入 以下同様）
（ ）引き続き常勤官職として勤務を希望する
（ ）退職し、短時間勤務官職への定年前再任用として勤務を希望する
（ ）退職し、定年前再任用を希望しない[希望退職日： 年 月 日]

- 2 希望する機関、ブロック及び勤務地
第1希望：[例：陸上自衛隊、東北ブロック△△駐屯地 ○○基地 □□地区]
第2希望：[]
第3希望：[]
（ ）特に希望なし

- 3 希望する業務
第1希望：[例：厚生 会計]
第2希望：[]
第3希望：[]
（ ）特に希望なし

以下については、第1項で定年前再任用を希望した者のみ回答。

- 4 希望する機関、部課室等名、級、職名（具体的希望のある場合）
第1希望：[例：防衛装備庁長官官房人事官付 3級 服務専門官]
第2希望：[]
第3希望：[]

- 5 定年前再任用短時間勤務職員への希望時期
（ ）60歳に達した日以後における最初の4月1日
（ ）その他 { 60歳に達した日以後における希望時期：
理由： }]

- 6 定年前再任用短時間勤務希望者の希望勤務形態
（ ）1日4時間勤務×週4日 （ ）1日7時間勤務×週3日
（ ）1日4時間勤務×週5日 （ ）1日7時間勤務×週4日
（ ）1日5時間勤務×週4日 （ ）1日7時間45分勤務×週2日
（ ）1日5時間勤務×週5日 （ ）1日7時間45分勤務×週3日
（ ）1日6時間勤務×週3日 （ ）1日7時間45分勤務×週4日
（ ）1日6時間勤務×週4日 （ ）その他[希望勤務形態：]
（ ）1日6時間勤務×週5日

定年前再任用申請書

長官官房審議官 殿

退職年月日
退職時の官名・級
退職時の所属・職名
氏 名

(生年月日)

年度定年前再任用について、下記のとおり申請します。

記

- 1 希望する機関、ブロック及び勤務地
第1希望：[例：陸上自衛隊、東北ブロック△△駐屯地 ○○基地 □□地区]
第2希望：[]
第3希望：[]
() 特に希望なし
- 2 希望する業務、級
第1希望：[例：厚生 行(一)4級 会計 行(一)3級]
第2希望：[]
第3希望：[]
() 特に希望なし
- 3 希望する機関、部課室等名、職名（具体的希望のある場合）
第1希望：[例：防衛装備庁長官官房人事官付 3級 服務専門官]
第2希望：[]
第3希望：[]
- 4 定年前再任用希望日
年 月 日
- 5 希望勤務形態
() 1日4時間勤務×週4日 () 1日7時間勤務×週3日
() 1日4時間勤務×週5日 () 1日7時間勤務×週4日
() 1日5時間勤務×週4日 () 1日7時間45分勤務×週2日
() 1日5時間勤務×週5日 () 1日7時間45分勤務×週3日
() 1日6時間勤務×週3日 () 1日7時間45分勤務×週4日
() 1日6時間勤務×週4日 () その他[希望勤務形態：]
() 1日6時間勤務×週5日

別記様式第3
文 書 番 号
年 月 日

定年前提任用内定（変更）通知書

定年前提任用希望者 殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

年度の定年前提任用職員として採用することを下記のとおり内定しましたので通知します。

記

- 1 職務内容
- 2 定年前提任用日
- 3 採用予定機関
- 4 所在地
- 5 官名・級
- 6 1週間当たりの勤務時間

別記様式第4
文 書 番 号
年 月 日

定年前再任用通知書

定年前再任用内定者 殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

年 月 日付けで定年前再任用職員として採用することをお記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 採用機関
- 2 所在地
- 3 官名・級・所属・職名
- 4 1週間当たりの勤務時間

別記様式第5
文 書 番 号
年 月 日

定年前再任用内定取消通知書

定年前再任用内定者 殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

年度定年前再任用の内定を下記の事由により取消することとなりましたので通知します。

記

承 諾 書

私は、 年度定年前再任用の内定について承諾します。

年 月 日

防衛装備庁長官 殿

官名・級

所属・職名

氏 名

(生年月日)

(退職者は氏名及び生年月日のみ)

辞 退 届

防衛装備庁長官 殿

官名・級
所属・職名
氏 名
(生年月日)
(退職者は氏名及び生年月日のみ)

私は、下記の理由により 年度定年前再任用の内定を辞退いたします。

記